

第 9 6 号議案

足立区身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例

足立区身体障害者更生援護施設条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条中「区長」を「第 1 2 条第 1 項の規定により更生援護施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改め、「認めるときは」の次に「、区長の承認を得て」を加える。

第 7 条第 2 項中「区長」を「指定管理者」に改める

第 8 条中「区長」を「指定管理者」に改める

第 9 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「利用料を」を「額を利用料金として指定管理者に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 1 0 条中「区長」を「指定管理者」に改める。

第 1 1 条中「更生援護施設に損害を与えた場合には、その損害額」を「施設の利用に際し、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額」に改め、同条ただし書中「認める」を「認めた」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第 1 2 条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第 1 2 条 更生援護施設の管理に関する業務は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、社会福祉法 (昭和 2 6 年法律第 4 5 号) 第 2 2 条に規定する社会福祉法人で、区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。
第 1 3 条を第 1 8 条とし、第 1 2 条の次に次の 5 条を加える。

(指定管理者の指定)

第 1 3 条 前条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により更生援護施設の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第 1 4 条 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例 (平成 1 7 年足立区条例第 号) 第 1 条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第 1 5 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第 5 条に規定する事業

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が更生援護施設の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第 1 6 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び更生援護施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、更生援護施設を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、更生援護施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復の義務)

第 1 7 条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。

別表中

「

足立区大谷田就労支援センター	東京都足立区大谷田一丁目 4 4 番 3 号
梅島分場	東京都足立区梅島三丁目 3 1 番 1 9 号

を

」

「

足立区大谷田就労支援センター	東京都足立区大谷田一丁目 4 4 番 3 号
----------------	------------------------

に

」

改める。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条の改正規定及び第 1 3 条を第 1 8 条とし、第 1 2 条の次に 5 条を加える改正規定(第 1 3 条及び第 1 4 条に係る部分に限る。)は公布の日から、別表の改正規定は平成 1 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

(提案理由)

身体障害者更生援護施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、大谷田就労支援センター梅島分場を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。